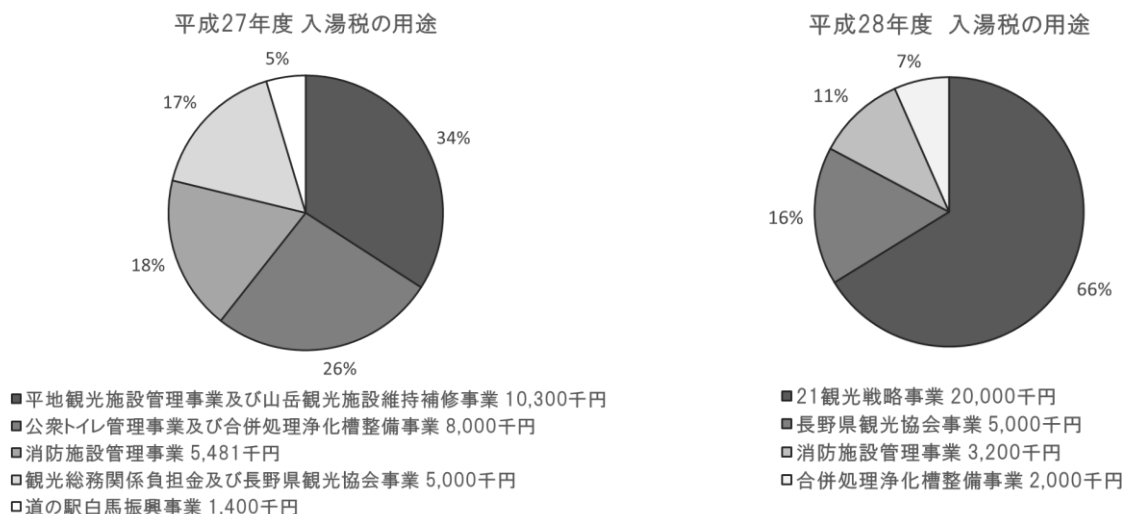


# 入湯税 特別徴収の手引き

白馬村

## 入湯税とは（地方税法第 701 条）

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税です。



## 納税義務者（白馬村税条例第 141 条）

鉱泉浴場（温泉・冷泉等）を利用する入湯客です。

## 課税免除となる者（白馬村税条例第 142 条）

入湯客のうち、次の者は課税免除となります。

- ① 年齢 12 歳未満の者
- ② 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ③ 学校教育上の見地から行われる行事により入湯する者（高等学校までの修学旅行や登山）
- ④ 白馬村で開催される国際競技大会における選手、役員及び報道関係者で、村長が定める者

## 税額（白馬村税条例第 143 条）

入湯客 1 名につき 日帰り入湯客 1 日 50 円

宿泊客 1 泊 150 円

## 入湯税の徴収方法（白馬村税条例第 144、145 条）

入湯税は特別徴収の方法により徴収します。鉱泉浴場の経営者は特別徴収義務者となり、納税義務者から入湯税を徴収する義務が課せられます。徴収した入湯税は、白馬村役場に申告納入してください。

## 経営状況の申告（白馬村税条例第 149 条）

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告事項の内容に異動があった場合は、鉱泉浴場の施設の内容について、必要な事項を記載した経営（開始・変更・終了）申告書を提出しなければなりません。

### （１）新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営を開始する日の前日までに申告してください。

### （２）申告した内容に異動があったとき

経営されている者や施設の内容など、これまでに申告いただいた内容に異動があった場合には、直ちに申告してください。

鉱泉浴場の経営【開始・変更・終了】申告書	
年月日	
白馬村長 へ	申告者 住所(所在地) 氏名(名称)
下記の通り鉱泉浴場の経営を【開始・変更・終了】しますから、村税条例第149条の規定により申告します。	
記	
経営【開始・変更・終了】年月日	年月日
商号	
鉱泉浴場の所在地	
その他必要な事項	
※村税条例第145条第1項の規定により、あなたに対する入湯税の特別徴収義務者指定を下記日付より【開始・解除】します。	
記	
商号	
指定番号	
年月日	
特別徴収義務者	
住所(所在地)	
氏名(名称)	様
白馬村長 印	

【開始・変更・終了】のいずれか当てはまるものに○をつけてください。

経営【開始・変更・終了】年月日欄に、適当な日付をご記入ください。

これより下は記入不要です。

特別徴収義務者の方又は、これから特別徴収義務者になる方の住所、氏名をご記入ください。

営業所名をご記入ください。

(注) 1 正副2通を提出してください。  
2 ※印から下の欄は記入する必要はありません。

## 申告納入の方法（白馬村税条例第 145 条）

特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月 1 日から末日までに入湯客が納めた入湯税を取りまとめ、申告納入していただきます。

## 申告書への記入方法（白馬村税条例第 145 条）

毎月の入湯客数と税額を次のとおり納入申告書に記載してください。申告書は 2 枚複写となっていますので、複写側（2 枚目）を白馬村役場税務課に提出し、直筆側（1 枚目）を控えとして保管してください。

入湯税納入申告書		登録番号							
白馬村長 へて		提出日 平成 年 月 日 申告月 平成 年 月 分							
特別徴収義務者 住所（所在地）長野県北安曇郡白馬村大字 氏名（名称）									
白馬村税条例第145条第3項の規定により下記のとお記入入湯税の納入について申告します。									
課税標準 50円 150円		税額							
人 人		円							
日	課税標準			課税免除	日	課税標準			課税免除
	50円	150円	計			50円	150円	計	
1	人	人	人	円	16	人	人	人	円
2					17				
3					18				
4					19				
5					20				
6					21				
7					22				
8					23				
9					24				
10					25				
11					26				
12					27				
13					28				
14					29				
15					30				
小計					31				
					小計				
					合計				

特別徴収義務者の住所及び氏名をご記入ください。（旅館名等の記入は避けてください。）

下記で算出した一月の入湯客数と税額の合計をご記入ください。

毎日の日帰り客数（50円）と宿泊客数（150円）をご記入のうえ、税額を算出してください。

※2部複写となっていますので、2枚目を納付書と一緒に役場へ提出してください。

## 納付書への記入方法（白馬村税条例第 145 条）

申告書の提出後は、納付書に下記のとおり税額を記入し、役場会計室か村内の金融機関にて納付してください。なお、納付書は 3 月分～8 月分を 3 月に、9 月分～2 月分を 9 月にまとめてお送りします。

「納付額」欄に税額をご記入ください。

## 帳簿の記帳（白馬村税条例第 150 条）

特別徴収義務者は、入湯客数、課税免除となる入湯客数、入湯税額を帳簿に記帳し、1 年間保存しなければなりません。可能な限り 5 年間保存してください。

## 加算金（白馬村税条例第 148 条）

過少申告したり、期限までに申告しない場合には、下記のとおり加算金が課されます。

加算金（※加算金額が 1,000 円未満の場合は、その全額を切り捨てる。）			
種類	加算金が課される場合	加算金の割合	
過少申告加算金	期限までに申告した税額が、実際の税額より少ないために、更正を受けたとき	不足税額×10%（不足税額のうち、期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分については×5%）	
不申告加算金	① 期限後に申告したとき	申告税額×15%	(決定又は不足税額のうち 50 万円を超える部分については×5%)
	② 期限までに申告しなかったため、決定を受けたとき	決定税額×15%	
	③ 期限後に申告して更正を受けたとき	更正税額×15%	
	④ ①の場合で、村から調査により決定があることを予知していなかったとき	申告税額×5%	
	⑤ ①の場合で、期限までに提出する意思があったと認められ、かつ、期限から一月を経過する日までに申告しているとき	加算しない	
重加算金	不正な方法で税額を少なく計算し、申告したとき	期限までに申告し更正又は決定を受けたとき	不足税額×35%
		期限までに申告せず更正又は決定を受けたとき、又は期限後に申告したとき	不足税額×40%

## よくあるお問い合わせ

Q. 二つの異なる施設において、同日のうちに入湯行為を行った場合、入湯税はどのように課税されますか？

---

A. それぞれの旅館において、入湯税が課税されます。

Q. 村外から鉱泉を調達している施設に入湯した場合も、白馬村に納税するのですか？

---

A. 白馬村に納税していただきます。入湯税は入湯行為に対して課税されるため、その行為が行われた鉱泉浴場の所在する市町村に入湯税を納めていただくことになります。

Q. 宿泊したものの入湯しなかった場合は、納税を拒否できますか？

---

A. 鉱泉を使用している宿泊施設に宿泊する時点で、宿泊客が入湯する可能性は非常に高く、本人がいかん主張していても、実際に入湯していないことを証明するものがない限り、納税していただきます。